

仕 様 書

- 1 この業務は、消防用設備及び防火上必要な建築設備（以下「設備」という。）の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るため行うものである。
- 2 業務の委託内容及び範囲は次のとおりとする。
 - (1) 消防法第17条の3の3に基づく設備の点検（機器点検（以下「6か月点検」という。））、機器点検・総合点検（以下「1年点検」という。））に関する事。（別表第1・第2の項目）
 - (2) 前号の業務に付随する軽微な保守及び確認・処置等（別表第3に定める事項）に関する事。
 - (3) 第1号の業務実施月にかかわらず、発注者の要請による緊急又は異常発生時における受注者の従業員の派遣、対応等に関する事。
 - (4) 機器の失効、未警戒等法令の適合に関する事。
 - (5) 発注者が必要とする書類等の作成に関する事。
- 3 業務を行う設備、数量等、業務の基準となるべきものについては、別表第1・第2のとおりとする。（当該業務の委託内容に軽微な変更が生じた場合は、受注者の負担において実施するものとする。）
- 4 受注者は、業務の実施に当たっては、消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。

なお、防排煙設備は空気作動式であるため、空気作動式の設備について実務経験を有する者を従事させるものとする。
- 5 受注者は、あらかじめ発注者に対し、前項の資格を証する書類の写しを提出するものとし、責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- 6 発注者は必要に応じて、従業員の身分証明書又は資格証明書（以下「証明書等」という。）の提示を求めることができるものとし、従業員は、この求めがあった場合は証明書等を提示するものとする。（各従業員は本庁舎入庁時にも入口で提示が必要である。）
- 7 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議し日時・作業方法等を決定し、委託業務実施計画書（工程表）を作成し提出するものとする。
- 8 業務の実施に当たっては、原則として発注者の立ち会いのもとに行うものとする。
- 9 受注者は、上記2(1)の業務を行ったときは、所定の様式による点検結果報告書を、それぞれの当該業務終了後すみやかに提出するものとする。

- 10 点検結果報告書の提出部数にあつては、発注者の指示する部数とする。
- 11 点検結果報告書の作成（記載）に当たっては、（一財）日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」を準用し、作成するものとする。

なお、点検結果報告書の様式については、消防庁の告示による様式を使用すること。
- 12 製造年から5年を経過した消火器については全数の2割程度を取替えるものとする。
- 13 消防用ホース及び連結送水管の耐圧性能点検については、広島市消防局が示している運用基準（平成15年1月16日指建第2号）に基づき実施するものとする。

なお、消防用ホースの耐圧性能点検については、点検対象の3分の1以上のホースについて実施するものとする。連結送水管については、3年に1回、点検を実施すること。（前回令和6年度に実施済みであることから、今回の点検には含まない。）
- 14 連結送水管の耐圧性能点検を実施する際は、異常が発生した場合の減圧、排水等の準備をし、安全対策に万全を期すること。
- 15 業務委託契約約款第17条中「発注者の責めに帰すべき事由」に次の各号は含まないものとする。
 - (1) 設備の経年劣化による腐食、溶接又は接続部分の不備等維持管理に帰するとき。
 - (2) 天災その他の予知できない異変と認められる不可抗力に基づき、損害を被ったとき。
- 16 消防用設備等の点検後、（一財）広島県消防設備管理協会が発行する消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付するものとする。
- 17 委託契約書中、「第1回分」とは、契約締結日から令和7年9月30日までの業務「1年点検」の終了をいい、「第2回分」とは、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの業務「6か月点検」の終了をいう。
- 18 業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。